

令和5年6月30日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会



付議事項 (9件)

- 議第29号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第30号 草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求めることについて
- 議第31号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第32号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第33号 草津市文化財保護審議会臨時委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第34号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第35号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第36号 (仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて
- 議第37号 草津市歴史資料館整備基本構想の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて



議第29号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也



議第30号

草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也





議第31号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市社会教育委員設置条例(昭和37年草津市条例第16号)第2条の規定に基づき、草津市社会教育委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
社会教育の関係者	奥野 慎太郎	草津市青少年育成市民会議

任期 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

○社会教育法（抄）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

（1） 社会教育に関する諸計画を立案すること。

（2） 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

（3） 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

---

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（抄）

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第1条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

○草津市社会教育委員設置条例（抄）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験を有する者

（定数）

第3条 委員の定数は20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（委員長および副委員長）

第5条 委員は互選により委員長および副委員長それぞれ1人を選任する。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは欠けたとき、これを代理する。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

議第32号

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて  
 次の者を、草津市スポーツ推進審議会に関する条例(昭和37年草津市条例第17号)  
 第4条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会委員に委嘱することにつき、本委員  
 会の議決を求める。

記

区分	氏名	任期	備考
(2号委員) 関係行政機関の職員	柴原 力	令和5年7月1日から 令和6年8月31日まで	改選
(3号委員) スポーツ関係団体等 により推薦された者	酒井 淳	令和5年7月1日から 令和6年8月31日まで	改選
(3号委員) スポーツ関係団体等 により推薦された者	山元 義宣	令和5年7月1日から 令和6年3月31日まで	臨時委員
(3号委員) スポーツ関係団体等 により推薦された者	奥田 文男	令和5年7月1日から 令和6年3月31日まで	臨時委員
(4号委員) 公募市民	齋藤 楓	令和5年7月1日から 令和6年3月31日まで	臨時委員

## 草津市スポーツ推進審議会に関する条例（抄）

### （設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （任務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設および設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成強化に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止対策に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

### （組織）

第3条 審議会は10人の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員および臨時委員は非常勤とする。

### （委員）

第4条 審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体等により推薦された者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

### （会長等）

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は委員の互選によつてこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### （任期）

第6条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

（續前）

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

（續前）

……

……

（續前）

……

（續前）

……

……

……

……

……

……

（續前）

……

……

……

……

……

（續前）

……

（續前）

……



議第33号

草津市文化財保護審議会臨時委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市文化財保護審議会臨時委員の委嘱につき議決を求めることについて  
次の者を、草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第53条第6項の  
規定に基づき、草津市文化財保護審議会臨時委員に委嘱することにつき、本委員会の議  
決を求める。

記

氏 名	備 考
本間 道明	常盤学区活性化プロジェクト検討委員会会長
吉本 勝明	人と地域が輝く常盤協議会会長

任期：7月21日（予定）から答申日まで

## 草津市文化財保護条例【抄】

### (目的)

第1条 この条例は、市民が草津の豊かな歴史文化を享受し、文化的な生活を営むためには、本市に伝えられた文化財の保存および活用が不可欠であることにかんがみ、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、本市の区域内に存する文化財のうち、重要なものについて、その保存および活用のために必要な措置を講じ、もつて市民文化および地域文化の向上と発展に資することを目的とする。

### (設置)

第52条 第1条の目的達成のため、法第190条の規定に基づき教育委員会の附属機関として、審議会を置く。

### (組織等)

- 第53条 審議会の委員（以下「委員」という。）は8人以内とし、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認めるものうちから教育委員会が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。
  - 4 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
  - 5 会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代行する。
  - 6 第1項に定めるほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES  
DEPARTMENT OF CHEMISTRY  
5780 SOUTH CAMPUS DRIVE  
CHICAGO, ILLINOIS 60637

RECEIVED

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES  
DEPARTMENT OF CHEMISTRY  
5780 SOUTH CAMPUS DRIVE  
CHICAGO, ILLINOIS 60637

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES  
DEPARTMENT OF CHEMISTRY  
5780 SOUTH CAMPUS DRIVE  
CHICAGO, ILLINOIS 60637

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES  
DEPARTMENT OF CHEMISTRY  
5780 SOUTH CAMPUS DRIVE  
CHICAGO, ILLINOIS 60637

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES  
DEPARTMENT OF CHEMISTRY  
5780 SOUTH CAMPUS DRIVE  
CHICAGO, ILLINOIS 60637

議第34号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学校教育関係者	奥村 真美	玉川中学校長
	木戸脇 美由紀	草津第二小学校長

任期 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

○図書館法（抄）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

○草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。
  - (1) 学校教育の関係者
  - (2) 社会教育の関係者
  - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DEPARTMENT OF POLITICAL SCIENCE  
1100 SOUTH EAST ASIAN BUILDING  
CHICAGO, ILLINOIS 60607  
TEL: 773-936-3300 FAX: 773-936-3301  
WWW.POLSC.EDU

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
DEPARTMENT OF POLITICAL SCIENCE  
1100 SOUTH EAST ASIAN BUILDING  
CHICAGO, ILLINOIS 60607  
TEL: 773-936-3300 FAX: 773-936-3301  
WWW.POLSC.EDU



議第35号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定に基づき、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏名	備 考
学識経験者	奥野 慎太郎	青少年育成市民会議会長
草津市校長会および草津市園長会の代表	神戸 邦仁	草津市校長会代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	熊谷 一恵	志津小学校 PTA 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	四方 道治	志津南学区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	中村 美子	地域安全コミュニティ副部会長 (渋川学区)
その他教育委員会が必要と認めるもの	堀井 繁基	山田学区まちづくり協議会副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	片岡 知子	人と地域が輝く常盤協議会 理事 常盤小学校 PTA 副会長

任期 令和5年7月1日から令和6年12月26日まで

(今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間)

○草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期すため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係する学校のPTA等の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PH.D. THESIS

BY

THE AUTHOR

IN

THE DEPARTMENT OF

THE FACULTY OF THE DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES

OF THE UNIVERSITY OF CHICAGO

1955

議第36号

(仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定について草津市スポーツ推進審議会  
に対し諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

(仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定について草津市スポーツ推進審議会に対し諮問するにつき議決を求めることについて

(仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定について、草津市スポーツ推進審議会に対し諮問するにつき、本委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

( 案 )

教ス発第 号  
令和5年 月 日

草津市スポーツ推進審議会  
会長 岡本 直輝 様

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

(仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定について(諮問)

本市では、令和3年3月に策定した第2期草津市スポーツ推進計画において、「するみる 支える 知る」“ALL くさつ”でつながる健幸スポーツのまちを基本理念とし、スポーツ環境の充実を基本方針の一つに掲げ、社会体育施設等の整備・充実を図っているところです。

こういった中で、(仮称)新志津運動公園整備基本計画を策定しスポーツ環境の充実につなげたいと考えておりますので、これについて御意見を賜りますようお願い申し上げます。

諮問の趣旨

昭和54年に供用開始した志津運動公園は、隣接するクリーンセンターの建て替えに伴い、平成27年11月に廃止となりました。当該施設の廃止にあたり、平成26年3月に地元馬場町から代替施設の要望があり、令和4年5月には候補予定地の提示をいただいたことから、施設整備の検討を進めることとなりました。

施設整備の検討に当たっては、廃止された志津運動公園(以下、「旧施設」という。)の代替施設として整備することを基本としながら、旧施設が廃止されてから年数が経過し、この間、当該施設がないことによる、市内のスポーツ環境への影響や変化について、検証することも必要です。

つきましては、上記の点や、今後新たに整備する施設に求められる機能や役割を審議いただきながら、施設整備の方向性等を定める「(仮称)新志津運動公園整備基本計画」を策定するにあたり、意見を求めるものです。





議第37号

草津市歴史資料館整備基本構想の策定について草津市文化財保護審議会  
に対し諮問するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年6月30日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市歴史資料館整備基本構想の策定について草津市文化財保護審議会  
に対し諮問するにつき議決を求めることについて

草津市歴史資料館整備基本構想の策定について、草津市文化財保護審議会に対し諮問  
するにつき、本委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

( 案 )

草教委教文発第 号  
令和 5 年 月 日

草津市文化財保護審議会  
会長 五十川 伸矢 様

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

草津市歴史資料館整備基本構想の策定について ( 諮問 )

草津市文化財保存活用地域計画に基づく歴史資料館の整備基本構想を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

草津市文化財保存活用地域計画では「歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、歴史資産を守り、伝え、活用する施設のあり方について検討し、歴史資産を保存・活用・公開する施設の整備を進めます」としております。その後、歴史伝統館機能の見直しの中で、本市の文化財の特徴である3つの史跡の近辺において施設を整備することが効果的であると位置付けられました。

3つの史跡のうち史跡芦浦観音寺跡近辺へ歴史資料館を整備するにあたり、施設の方向性等、方針を取りまとめた基本構想を策定することについて、貴審議会に諮問するものです。

